

令和6年度水戸市立第三中学校

いじめ防止基本方針

水戸市立第三中学校

水戸市立第三中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えると同時に、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。平成25年「いじめ防止対策推進法」が施行、平成26年「茨城県いじめ防止基本方針」が策定、令和2年「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が施行された。本校でも「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止、早期発見・早期対応、いじめへの適切な措置について、全力で取り組んでいくことをここに宣言する。

本校では、年間6回実施するアンケートによる定期的ないじめ調査や校内オンライン相談教室、そして面談等を実施して人間関係から来る「いじめ」に対応している。さらに教育相談、教職員の連携と適切な対応、情報の共有により、問題の長期化、深刻化の防止に努めている。今後も、担任をはじめとする全職員が「いじめはどの学校でも起こり得る」「いじめを許さない」という危機意識と自覚をもち、学校内外の指導体制を十分に生かし、保護者、地域社会、関係機関と密接に連携していじめの未然防止と解消に向けて取り組んでいきたい。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知は、学校内外を問わない。）

2 いじめの理解

- ①いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であること。
- ②最近のいじめは、インターネットを通じて一層見えにくくなっていること。
- ③いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものであること。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得ること。
- ④いじめを許さない学級づくりが大切であること。集団全体にいじめを許さない、見逃さない立場へと導いていく日頃の関わりや指導が重要であること。

3 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、すべての教育活動で、人権尊重の教育を基盤として、日頃から心の通う対人関係を構築するなどいじめを生まない土壌をつくる必要がある。「いじめは、決して許さない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度を育成していくことが大切であり、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていくことが必要である。

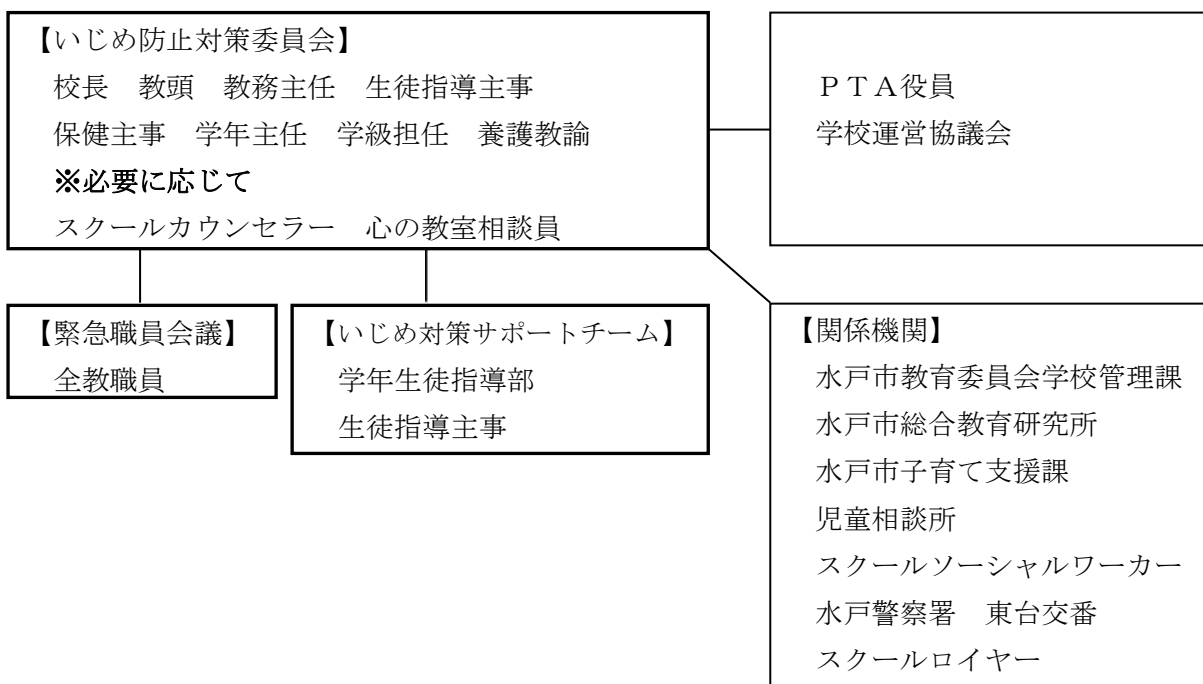
(2) いじめの早期発見・早期対応

すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは遊びやふざけを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わることが求められる。このため、学校では、教師が高いアンテナと注意力を保ち、細心の観察、アンケート調査、教育相談等によりいじめの実態把握に努めなければならない。

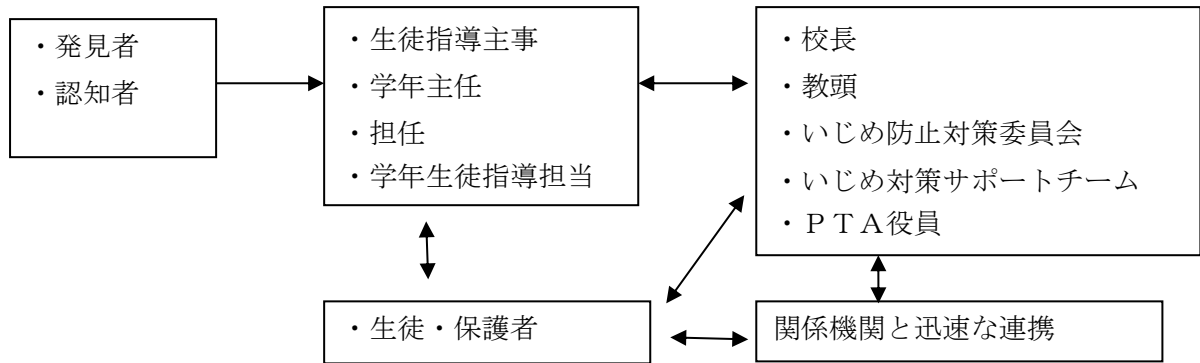
(3) いじめに対する措置

いじめを発見した場合、また、いじめの兆候を捉えた場合には、「被害生徒を守り通す」とともに、加害生徒に対して、その人格の成長を旨として教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導することが必要である。そのために、全職員の共通理解のもと、保護者、関係機関等と連携していじめの解消に取り組まなければならない。

4 いじめ防止の対策のための校内組織（いじめ防止対策推進法第22条による）



〈いじめを発見したら・兆候を認識したら〉



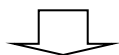
5 いじめの防止等への対応

	主 な 活 動	具 体 的 な 対 応
い じ め の 未 然 防 止	〈いじめ未然防止のための基盤づくり〉 ○学級経営の充実 ○道徳教育の充実 ○生徒会活動の活性化 ○人権尊重の教育の充実 ○教育相談の充実 ○情報モラル教育の推進 ○学校評価における「いじめ問題」の支援表と改善	・ふれあいプランの推進（あいさつ運動） ・校則の確認 ・学級訓の決定と発表 ・分かる授業の充実 ・道徳の授業の充実 ・いじめ防止フォーラム（生徒会） ・生徒会委員会が中心になって「ミソアジカ」キャンペーン実施 ・人間関係の構築に向けてのワークショップの開催 ・人権教育教材の活用 ・人権教室の開催 ・教育相談の充実（タブレットを活用したオンライン相談窓口の活用） ・SNSによるいじめ防止に関する講演会の実施 ・スクールカウンセラー，心の教室相談員との連携（スクールカウンセラーによる授業プログラム） ・インターネット活用のモラルやスキルの指導 ・携帯電話及びインターネット講演会開催 ・いじめ問題に関する支援表の作成

いじめの早期発見・早期対応	〈いじめを見逃がさないために〉 ○生徒の観察 ○教育相談の充実 (二者・三者面談) ○校内オンライン相談教室 1人1台端末の「タブレットを活用した相談窓口」 ○声かけ、あいさつ運動の推進 ○保護者・地域との連携 ○教職員研修の充実 ○いじめ相談専門ダイヤル (9 参考事項参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回の生活アンケート調査 ・一人一人、グループ、学級全体に目を配り、いじめやトラブルの兆候の早期発見 ・始業前の健康観察時の注意深い観察 ・孤立生徒、周辺生徒の把握と支援 ・日常的観察の充実 ・学期1回実施する教育相談の充実 ・スクールカウンセラー、心の教室相談員との連携 ・アンケートの活用 ・ふれあいプランによる保護者・地域との連携 ・情報収集(生徒、保護者) ・「生徒指導リーフ」等の活用 ・「人権教育指導資料」の活用
いじめへの措置	○校内体制の整備と周知徹底 ○いじめられた生徒の安全確保 ○事実確認と迅速な対応 ○教職員の共通理解、検証 ○保護者、関係機関への情報提供と連携 ○加害生徒、傍観者等への指導 ○重大事態への対応 ・自殺、傷害、器物破損、精神疾患等 ・不登校、長期欠席 〈30日以上、長期な連続欠席〉 ○いじめ防止対策委員会の緊急招集と検討	<ul style="list-style-type: none"> ・後述の「対応の流れ」に沿った適切・敏速な対応 ・双方からの正確な事実確認 ・保護者への説明と支援 ・適切な判断により、関係機関との連携 〈市学校管理課総研、児童相談所、市子育て支援課、警察等〉 ・市教育委員会、警察等との迅速な連携 ・保護者会の開催と説明、対応の確認 ・マスコミ対応の確認 ・緊急職員会議の招集により全職員の役割分担の確認

6 いじめへの措置(対応の流れ)

いじめの発見・兆候の把握



校内の連絡・相談・確認(いじめ防止対策委員会)

*いじめや変化を見取る観察眼を磨く。
 *状況を的確に判断し、組織的対応、関係機関との連携を模索する。

*組織的対応と市学校管理課、市総研との連携

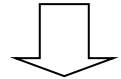
第1次 情報把握 (サポートチーム)
被害生徒 加害生徒 傍観者への聞き取り

*複数対応の徹底
(アンケートの実施と分析)
*被害生徒の緊急避難



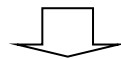
情報の共有 (いじめ防止対策委員会)

*密着対応と指導



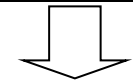
被害生徒へのケア 加害生徒 傍観者への指導

*被害生徒の心のケア



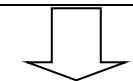
保護者との連携

*親身になって説明, 支援, 改善,
再発防止を推進



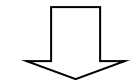
第2次 状況把握

*1次アンケートやその後の情報により
詳細をつかむため, 2次アンケートの
実施



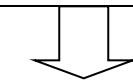
2次的ケア・指導 (経過観察3か月)

*日常的な支援の強化
(付き添い教員の指名と支援)



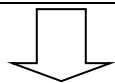
いじめに関する総括

*いじめ防止対策委員会における報告
と総括



報 告（関係生徒及び保護者）

* 報告書の作成と報告



再発防止の徹底（3次的ケア・指導）

※アンケート，保護者や生徒からの訴えの手紙などは，資料として保存する。

7 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え，犯罪行為（触法行為を含む。）として扱われるべきいじめは，直ちに警察に相談・通報を行い，適切な援助を求めることが重要である。

（1） 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

ア 学校と警察は，児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し，日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められる。

イ 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては，一刻を争う事態も生じることから，被害の拡大を防ぐため，学校は，直ちに警察に相談・通報を行い，連携して対応する。

ウ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察への相談・通報を行い，学校として適切な対応を行う。

（2） 警察との日常的な情報共有体制の構築窓口による連携強化

学校，警察双方において，連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意する。

（3） 保護者と学校がともにいじめ予防対策を共有するための普及啓発の推進

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には，警察へ相談・通報を行うことについて，あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

8 いじめ防止に向けた施策

（1） 小さなサインを見逃さない指導

いじめやトラブルを感じたり，発見したりできるように，小さな変化や兆候に気を配り観察を怠らない。

①教室では，普段と異なる雰囲気，生徒の顔色や態度を感じ取る。

②朝の健康観察（フルネーム呼名）を欠かさず行い，異変があれば声をかけ，教育相談を行う。

③生徒の机や椅子，ロッカーの乱れがないかどうか確認する。

④教科書やノートに落書きがないかどうか，授業中に観察したり，提出の際に観察したりする。

⑤服装の乱れがないかどうか観察する。

⑥声かけに対して，目を合わせて対応できるかなど注意して会話する。

⑦定期的なアンケート調査や相談活動を行い，生徒の声に耳を傾ける。

⑧生活ノートなどにより，生活の変化や悩みを理解し，助言する。

⑨担任が、いじめやトラブル感じたときは、学年生徒指導担当や学年主任へ報告する。

(2) 仲間づくり

仲間づくりの活動を通して、助け合える集団づくりを勧める。

- ①構成的グループエンカウンターを意図的、計画的に実施する。
- ②グループづくりの活動を意図的に行い、仲間はずれや孤立生徒を把握し、適切な支援に当たる。
- ③遠足や宿泊を伴う校外学習などのグループづくりでは、事前に助け合えるグループを想定したり、アドバイスを与えておいたりする。
- ④友達のよいところを教えあったり、紹介し合ったりして、自己肯定感や自己有用感を高めることを推進する。

(3) 道徳的な実践力の向上

道徳の時間には、計画的に友達関係や身近な生活などの教材を扱い、学級生活の改善などに目を向けるようにする。

- ①人権尊重の教育を基盤として、友達関係や弱い立場の人への配慮ができるよう考える場面を設定する。
- ②友達に何気なくかけた言葉、配慮に欠けた行為などを振り返り、よりよい生活への希望や改善がもてるようにする。
- ③道徳的な実践力を日常生活で発揮できるように、振り返ったり、奨励したりするようにする。
- ④道徳の時間に表現した作文や発表から、個別的、内面的な生徒理解を図る。

(4) 生徒会活動の活性化

生徒会本部を中心に人権感覚を育むためのキャンペーンを実施し、いじめを許さない雰囲気を醸成する。

- ①各委員会で活動計画を立て、生徒が主体的に活動できるようにする。
- ②あいさつ運動や声かけ運動などのふれあいプランを推進する。
- ③いじめ解消に向けたスローガンを決定し、いじめゼロへの意識を高めるようにする

(5) いつでも相談できる教育相談の充実

スクールカウンセラー、心の教室相談員派遣制度や校内教育相談体制、校内オンライン相談窓口を整備し、いつでも相談できる環境を整備する。

- ①スクールカウンセラー、心の教室相談員を効果的に活用する。自校派遣日以外にも他校派遣校と連携を図り、相互に活用できるようにする。
- ②「悩み相談ポスト」を保健室前に設置する。
- ③生徒が困ったり、悩んだりしたとき、いつでも担任等が相談にのれる雰囲気づくりを行う。
- ④学校評価における保護者アンケートでは、生徒指導（教育相談）に関する内容を設定し、保護者の意見に耳を傾けるようにする。
- ⑤生活アンケートを定期的実施し、相談内容を把握し、早急な教育相談を行う。担当者は、関係

教師と連携し、相談者に寄り添った相談を実施する。

- ⑥タブレットを活用したオンライン相談窓口を活用し、悩みを担当教師に相談する。相談者を支援していく。

(6) 一人一人を生かす学習指導の工夫

個に応じた分かる授業の実践に努め、学習意欲を喚起し意欲的に学習に取り組む態度を育てる。

- ①学習への関心・意欲・態度を喚起し、目標をもって学習に取り組む習慣を育てる。
- ②生徒の活動の場を確保し、「分かった」「できた」という達成感を味わわせる指導法を工夫する。
- ③少人数指導やT・Tを効果的に活用し、一人一人のニーズに応じた指導法を工夫する。
- ④ノートや作品を通して、生徒の努力や意欲を認め励ます。
- ⑤調べたことや考えたことを友達に説明したり、作品に表現したりして思考力・判断力・表現力の向上を図る。

(7) 人権尊重の視点に立った情報モラル教育の推進

人権感覚を磨き、情報モラルを身に付けるICT活用能力を育てる。

- ①インターネットの利点や課題を認識させ、人を傷つけないネットワーク活用を図る。
- ②メール、ブログなどのネットワーク機能を有効活用するための情報モラル教室などを実施する。
- ③保護者会などにおいて、現状を周知し、家庭における情報モラル教育を推進する。
- ④「いじめをなくそう人権教室」を開催して、いじめ問題について話し合う場面を設ける。

(8) いじめ防止のためのあいさつ運動・声かけ運動

水戸市ふれあいプランを推進し、学校・家庭・地域社会が一致協力していじめ防止環境を整備する。

- ①生徒会本部が中心となり、あいさつ運動の年間計画を策定し、あいさつ運動を実施する。
- ②住民の会や青少年育成会などの地域組織と連携し、あいさつ運動を展開する。
- ③生徒の気になる変化等を把握した際には、発見者と生徒指導主事・担任が連携を密にし、事実確認に努めたり、教育相談を実施したりして、問題の早期発見・早期対応を図る。
- ④校外で、孤立している生徒に対して、意図的に声をかけ、教育相談を実施する。
- ⑤生徒会本部が中心になって「いじめ防止フォーラム」を開催し、いじめの定義の共通理解を図り、いじめを見逃さない意識を高めるようにする。

(9) 被害生徒を守るための保護者・地域組織との連携

いじめによる被害生徒がいる場合は、学校・家庭・地域社会が一致協力していじめられている生徒を守る体制づくりを進める。

- ①日頃から、PTA、学校運営協議会委員、民生委員、青少年育成会、防犯協会、警察、児童相談所、市子育て支援課などの関係機関との連携を密にとるようにする。
- ②いじめを発見、認知した際には、保護者との連絡を密に取り合い、空白の時間が生じないように配慮する。

- ③生徒の安全や生命を脅かすような重大ないじめが発生した際には、警察などの関係機関に適切な情報提供を行い、対応を要請する。
- ④水戸市ふれあいプラン（あいさつ運動）の推進にあたり、毎月のあいさつ運動への参加を要請する。
- ⑤いじめられている生徒について、スクールカウンセラーと連携し、心のケアに当たる。

(10) いじめへの理解を深め、適切に対応するための教職員研修

生徒指導に関する研修を実施し、いじめについての最新情報を共有して指導力の向上を図る。

- ①年度当初に、生徒指導体制の確認を行い、問題行動が発生したとき、適切な援助指導ができるようにしておく。特に、指導援助の流れを確認し、組織的な早期対応ができるようにする。
- ②「生徒指導リーフ」「教員ハンドブック」などのいじめに関する資料、各種研修会の資料を活用し、校内研修を充実する。
- ③専門的な視点から援助指導が得られるよう、学校支援訪問、生徒指導訪問を活用する。
- ④「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学大臣）」「茨城県いじめの根絶を目指す条例（茨城県）」「水戸市いじめ防止基本方針（水戸市）」「いじめ防止基本方針（校内）」に関する研修を行い、教職員のいじめに対する指導力の向上を図る。

(11) いじめへの迅速、組織的対応

いじめられた生徒を守るために報告・連絡・相談体制を効果的に活用する。

- ①前述の連絡指導体制を踏まえた組織的、迅速な対応を図る。
(いじめを発見したら、または兆候を認識した場合)
- ②発見者・認知者は、速やかにいじめられている生徒の安全を確保し、担任、生徒指導主事に連絡する。
- ③生徒指導主事は、校長に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を招集し、事実確認と支援方針、役割分担を明確にする。
- ④いじめられている生徒及び周辺生徒から事情聴取やアンケート調査、学級担任から事情聴取を迅速に実施し、正確な事実確認を行う。
- ⑤家庭訪問し、保護者に状況と今後の対応について説明する。
- ⑥重大ないじめについては、管理職または生徒指導主事が、市学校管理課、市総研に連絡し、状況や対応策を説明する。
- ⑦被害生徒に対して、必要に応じて自宅での避難措置を講じたり、加害生徒に対して、市教委による出席停止措置を講じたりする。それぞれのケースで教員による家庭訪問を行い、支援に当たる。状況に応じて、スクールカウンセラーの支援を得るようにする。
- ⑧サポートが達成できたら、いじめ防止対策委員会を開催し、状況を確認しながら適切な対応を継続的に行う。

(12) 事実確認と迅速な対応

いじめの解消に向けた適切な指導のために、事実確認を確実に実施する。

- ①問題発生までの学級の状況や交友関係について、生徒指導主事は担任から聞き取りを行い、確実な記録を取る。
- ②いじめ防止対策委員会で役割分担を行い、迅速に聞き取りを行い、報告書をまとめる。報告書には聞き取った生徒氏名、学年学級、実施日時、場所などを明記する。
- ③いじめられた生徒からの聞き取りから把握した加害生徒について、教師等が分担して聞き取りを実施する。
- ④観衆・傍観者と考えられる生徒について、聞き取りとアンケート調査を実施して聞き取った内容を一覧表にまとめ、いじめ防止対策委員会に報告するとともに、内容を突き合わせ確認する。
- ⑤聞き取った内容に矛盾点・疑問点がある場合は、随時聞き取りを継続する。
- ⑥いじめの発生・認知した学級に対し、校長は支援職員を指名し、学校生活の支援に当たらせる。
- ⑦保護者に対する聞き取りを担当する職員は、複数で聞き取りを実施する。
- ⑧安全や生命の危険に及ぶような重大ないじめについては、警察との連携を図り正確な事実の確認を行う。

(13) 保護者、外部関係機関との連携

いじめに関わった加害・被害生徒の保護者との連絡を確実にを行い、保護者への説明責任を果たす。

- ①関係保護者に対しては、見通しを示して協力を得る。
- ②関係保護者に対しては、自主的に口頭や文章で情報提供を依頼する。問い合わせに対しては、曖昧な返答を避け、提供可能な範囲で確実な情報を提供するようにする。
- ③重大ないじめである場合は、保護者説明会を設定し、事実と異なる情報や風評による問題の拡大を防ぐために、適切な説明責任を果たす。
- ④保護者説明会の開催に当たり、校内外の関係者で適切な役割分担を行い、会議の混乱を招かないように事前に打ち合わせを十分に行う。
- ⑤報道を伴う記者会見では、事実に基づく誠意ある対応ができるように、市教委との連携を密に図る。
- ⑥外部機関や報道機関に対する学校の窓口を一本化する。記者会見では、校長があたり、学校の誠実な対応が図れるようにする。
- ⑦外部への説明責任を果たす際、いじめ事案に関わる生徒の人権に配慮したり、ネット上の個人情報流出などがないようにしたりして、2次的な被害が生じないようにする。

(14) 個人情報の流出などを避けるための情報管理

いじめに関わる生徒の個人情報の流出や風評を防止し、生徒の人権を守る。

- ①保護者説明会の内容やいじめ事案に関わった保護者や生徒に対し、適正な情報管理を依頼する。
- ②生徒自らスマートフォン等の通信媒体を所持し、使用している状況を考慮し、不適切な情報提供

をしないように文章等で指導する。特に、いじめ事案に関わった生徒の氏名や住所、写真などについてネット上に提供しないよう指導する。

③関係者への聞き取り・アンケート用紙などの情報は、校長の指示により生徒指導主事が適切に管理するようにする。

※ 令和4年3月24日改定

令和5年4月 3日改定

令和6年3月22日改定

9 参考事項

- ・水戸市総合教育研究所「青少年相談」 029-244-1347
- ・水戸教育事務所生徒指導相談室 029-221-5550
- ・茨城県教育委員会「こどもホットライン」 029-221-8181
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・いばらき子どもSNS相談2020 ※ QRコードを読み取ってください。

